

株 主 各 位

第 1 回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

●事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

「株式会社の支配に関する方針」

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第 1 期（2025年 6 月 1 日から2026年 5 月31日まで）

株式会社Q P S ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権

新株予約権の数		317個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式 31,700株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		99円
新株予約権の行使期間		2025年12月1日から2028年8月29日まで
新株予約権の主な行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役（監査等委員 及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 317個 目的となる株式数 31,700株 保有者数 1名
	社外取締役 （監査等委員を除く）	－
	取締役 （監査等委員）	－

② 第2回新株予約権

新株予約権の数		317個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式 31,700株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		111円
新株予約権の行使期間		2025年12月1日から2029年8月30日まで
新株予約権の主な行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役（監査等委員 及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 317個 目的となる株式数 31,700株 保有者数 1名
	社外取締役 （監査等委員を除く）	－
	取締役 （監査等委員）	－

③ 第3回新株予約権

新株予約権の数		317個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式 31,700株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		119円
新株予約権の行使期間		2025年12月1日から2030年8月27日まで
新株予約権の主な行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役（監査等委員 及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 317個 目的となる株式数 31,700株 保有者数 1名
	社外取締役 （監査等委員を除く）	—
	取締役 （監査等委員）	—

(注) 1. 2025年8月26日開催の株式会社Q P S 研究所定時株主総会において、第4号議案「株式移転計画承認の件」が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社Q P S 研究所が発行した新株予約権に代わり、当社の新株予約権が交付されています。

2. 主な行使の条件

- (1) 当社が本新株予約権を取得する事由が生じた場合、本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。
当社が本新株予約権を取得することができる事由は次のとおり。
 - ① 当社が消滅会社となる吸収合併等の組織再編行為について、必要な当社の株主総会等の承認決議が行われたとき。
 - ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、特定の第三者に移転する旨の合意が成立した場合。
 - ③ 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について、必要な当社の承認が行われた場合。
 - ④ 当社の株主による株式等売渡請求を当社が承認した場合。
 - ⑤ 権利者が当社の役員、使用人等の身分を喪失した場合。
 - ⑥ 権利者が禁固以上の刑に処せられる等の事由が発生した場合。
 - ⑦ 権利者が就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合及び役員としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合。
 - ⑧ 相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得する場合。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当と認め、これに同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の選任、解任又は不再任に関しては、監査等委員会規則に基づき監査等委員会の決議によって行います。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結していません。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて決議した事項は次のとおりであります。なお、当社は、2026年7月14日の取締役会決議により、下記決議事項（「内部統制システムの基本方針」）の一部変更を決議しております。以下では、当該変更後の内容を記載しております。

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会が監査等委員会設置会社として当社及び子会社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の法令等遵守の徹底に努める。
 - ・社長直属の内部監査人は、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図る。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
 - ・法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定めるとともに、グループリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図る。
 - ・監査等委員会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）のその職務執行に係る重要な情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規程を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は必要な関係者からの閲覧の要請があるときは、これを閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、リスク・コンプライアンス規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図る。

- ・情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社及び子会社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定例の取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決定するとともに、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監督等を行う。
 - ・取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める関係会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求める。
 - ・子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が子会社に対し助言し、子会社の経営管理を行う。
- ⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人等に関する事項
- ・監査等委員である取締役がその職務を補佐する使用人等を要する場合、取締役会は監査等員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人等として指名することができる。
- ⑦ 第6項の使用人等の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員である取締役の職務を補佐する使用人等は、監査等委員である取締役から指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示、命令を受けないこととする。
 - ・監査等委員である取締役は、その職務を補佐する使用人等の人事異動、人事評価及び懲戒等について事前の同意を得るものとし、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとする。
- ⑧ 第6項の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員である取締役の職務を補佐する使用人等は、監査等委員である取締役の指揮命令に従い、職務を遂行する。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員である取締役に報告するための体制

- ・常勤の監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席し、または稟議書等の重要文書を閲覧する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、その他使用人等から業務の執行状況を聴取する。
 - ・内部監査人から、会社の業務の執行状況についての内部監査、コンプライアンス状況等についての報告を受ける。
- ⑩ 第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・リスク・コンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されている。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- ・監査等委員は、職務の執行について生ずる費用については、経理規程等に基づき精算する。
- ⑫ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員でない取締役、執行役員及び使用人等は、監査等委員会が制定した監査等委員会規則並びに監査等委員会監査等基準に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。
 - ・監査等委員である取締役は、会計監査人、内部監査人及び顧問弁護士と連携・協力して監査を実施する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、内部監査人が監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施することを通じて、内部統制システム全般の運用状況の評価及び改善を実施しております。

② リスク管理

当社では、会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、リスク・コンプライアンス規程を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会により業務遂行に係るリスクの把握・評価を行っております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、法令または定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当事業年度においては取締役会を14回開催いたしました。

④ 監査等委員

監査等委員は、取締役会や重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員は会計監査人など内部統制に係る組織と適宜情報共有を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(3) **株式会社の支配に関する方針**

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新 株 式 申 込 証 拠 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,108	5	11,093	△2,275	－	14,931
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	7,796	△1	7,796			15,590
株式移転による変動	△6,150		6,150			－
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,152		1,152
自 己 株 式 の 取 得			0		△1	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)		△3				△3
当 期 変 動 額 合 計	1,645	△5	13,946	1,152	△1	16,738
当 期 末 残 高	7,753	－	25,040	△1,123	△1	31,669

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	その他の包括 利益累計額 合 計	
当 期 首 残 高	△51	△51	14,879
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			15,590
株式移転による変動			－
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,152
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	62	62	59
当 期 変 動 額 合 計	62	62	16,801
当 期 末 残 高	11	11	31,680

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

当社は、2025年12月1日に単独株式移転により株式会社Q P S 研究所の完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は、2025年12月1日から2026年5月31日までになりますが、当連結会計年度は株式会社Q P S 研究所の計算書類を引き継いで作成しておりますので、2025年6月1日から2026年5月31日までとなります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	1 社
主要な連結子会社の名称	株式会社Q P S 研究所

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物、建物附属設備、構築物及び人工衛星については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3～31年
構築物	2～10年
機械装置	7～8年
工具、器具及び備品	2～15年
人工衛星	5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては貸倒実績がなく、一般債権については貸倒引当金を計上しておりません。

(6) 収益及び費用の計上基準

① 衛星画像データの販売

顧客に対して衛星画像を納品することを履行義務として識別しております。顧客が衛星画像を検収したときに資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識する方法によっております。

② 調査研究業務及び人工衛星試作業務の受託

顧客に対して小型SAR衛星に関する実証研究の成果物及び人工衛星試作品の提供を履行義務として識別しております。当該契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足される場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しており、進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。

ただし、少額もしくはごく短期の調査等については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。なお、振当処理の適用要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…衛星打上費用等の外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主に当社グループの内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

調査研究業務及び人工衛星試作業務における、一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識	1,578百万円
-----------------------------	----------

(2) 連結計算書類の理解に資するその他の情報

① 算出方法

調査研究業務及び人工衛星試作業務の受託に関する売上高は、当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）により算出した進捗率に収益総額を乗じて算出しており、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益認識を行っております。

② 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、調査研究業務契約及び人工衛星試作業務契約は個別性が強く画一的な判断尺度を得ることが困難であり、専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴います。

また、調査研究業務及び人工衛星試作業務完了までの原価総額の見積りについては、調査研究及び人工衛星試作の進捗等に伴い各種費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、調査研究業務契約及び人工衛星試作業務契約の変更や見積りの前提条件の変動によって影響を受ける可能性があり、原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,196百万円

2. コミット型シンジケートローン

(1) 当社グループ（株式会社Q P S 研究所）は2023年10月24日付で、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミット型シンジケートローン契約を締結しています。本契約に付されている財務制限条項については次のとおりです。

a. 2026年5月期以降の株式会社Q P S ホールディングス各事業年度末日における連結貸借対照表（但し、2025年5月期迄については、借入人の単体貸借対照表）に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

- b. 2026年5月期以降の株式会社Q P S ホールディングス各事業年度末日における連結貸借対照表（但し、2025年5月期迄については、借入人の単体貸借対照表）に記載される数値を基に算出されるD/Eレシオ（計算式：有利子負債÷純資産合計）を1.0以下に維持すること。なお、本契約において「有利子負債」とは、短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還予定社債（割引債及び新株予約権付社債を含むがこれに限らない。）、長期借入金、社債（割引債及び新株予約権付社債を含むがこれに限らない。）、受取手形割引高等をいう。
- c. 2026年5月期以降の株式会社Q P S ホールディングス各事業年度末日における連結貸借対照表（但し、2025年5月期迄については、借入人の単体貸借対照表）に記載される現預金の合計金額を10億円以上に維持すること。

当連結会計年度末における総コミット金額に係る借入実行状況は次のとおりです。

総コミット金額	5,000百万円
借入実行残高	5,000百万円
借入未実行残高	－

- (2) 当社グループ（株式会社Q P S 研究所）は2026年1月30日付で、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミット型シンジケートローン契約を締結しています。本契約に付されている財務制限条項については次のとおりです。

- a. 2026年5月期決算以降、各年度の決算期の末日における株式会社Q P S ホールディングスを頂点とする連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を1円以上に維持すること。

当連結会計年度末における総コミット金額に係る借入実行状況は次のとおりです。

総コミット金額	6,200百万円
借入実行残高	1,000百万円
借入未実行残高	5,200百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	47,561,000	8,299,500	－	55,860,500

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加	7,300,000株
新株予約権の行使による増加	999,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	—	568	—	568

(変動事由の概要)

端数株式の買取 568株

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

内 訳	目的となる 株式の種類	目 的 と な る 株 式 の 数 （ 株 ）				期末残高 (百万円)
		期 首	増 加	減 少	期 末	
ストック・オプションとしての 第 1 回 新 株 予 約 権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての 第 2 回 新 株 予 約 権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての 第 3 回 新 株 予 約 権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての 第 4 回 新 株 予 約 権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての 第 5 回 新 株 予 約 権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての 第 6 回 新 株 予 約 権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,119百万円
貸倒引当金	227百万円
減価償却超過額	8百万円
減損損失	317百万円
その他	46百万円

繰延税金資産小計	1,718百万円
----------	----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,119百万円
--------------------	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△487百万円
-----------------------	---------

評価性引当額小計	△1,606百万円
----------	-----------

繰延税金資産合計	111百万円
----------	--------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△8百万円
-----------------	-------

繰延ヘッジ損益	△5百万円
---------	-------

繰延税金負債合計	△13百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	98百万円
-----------	-------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については、資金計画に照らし、必要な資金を主に株式の発行及び銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は運転資金の調達によるものであり、金利変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、衛星打上費用など一部の高額な外貨建て取引の為替変動のリスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (7)ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を、高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

衛星打上費用など一部の高額な外貨建て取引の為替変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
破産更生債権等	872		
貸倒引当金 (※2)	△872		
	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	6,300	6,271	△28
負債計	6,300	6,271	△28

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
破産更生債権等	－	－	－	－
資産計	－	－	－	－
長期借入金（１年内返済予定の 長期借入金を含む）	－	6,271	－	6,271
負債計	－	6,271	－	6,271

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル 3 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	地球観測衛星データ事業（百万円）
一時点で移転される財又はサービス	1,058
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,745
顧客との契約から生じる収益	3,803
その他の収益	－
外部顧客への売上高	3,803

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項（6）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高（百万円）	期末残高（百万円）
顧客との契約から生じた債権	5	2
契約資産	26	1,294
契約負債	695	1,952

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

契約負債は受注契約における顧客からの前受対価であり、契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、635百万円であります。

なお、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、調査研究業務及び人工衛星試作業務の受託に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

	当連結会計年度（百万円）
1年以内	10,033
1年超2年以内	14,950
2年超	49,813
合計	74,797

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	567.14円
1 株当たり当期純利益	23.24円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

以 上

株主資本等変動計算書

(2025年12月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額						
株式移転による変動	100	25	14,858	14,883		
新 株 の 発 行	7,653	7,653	－	7,653		
当期純損失（△）					△60	△60
自己株式の取得						
当期変動額合計	7,753	7,678	14,858	22,536	△60	△60
当 期 末 残 高	7,753	7,678	14,858	22,536	△60	△60

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	－	－	－
当 期 変 動 額			
株式移転による変動		14,983	14,983
新 株 の 発 行		15,307	15,307
当期純損失（△）		△60	△60
自己株式の取得	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	30,228	30,228
当 期 末 残 高	△1	30,228	30,228

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料であります。

経営指導料は、子会社に対する経営指導及び経営管理等を行う契約に基づくものであり、契約期間にわたって発生することから、一定期間にわたって収益を認識しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 85百万円

営業費用 2百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益 28百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

発行済株式	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	568	—	568

(変動事由の概要)

端数株式の買取 568株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	18百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	18百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△18百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△0百万円
評価性引当額小計	△18百万円
繰延税金資産合計	－

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 Q P S 研究所	(所有) 直接 100	経営管理等 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注 1)	85	－	－
			資金の貸付 (注 2)	資金の貸付	15,142	短期貸付金	15,142
				利息の受取	28	流動資産 その他	13

- (注) 1. 業務内容を勘案して、両者協議のうえで決定しております。
2. 市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 2. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	541.15円
1 株当たり当期純損失	△1.18円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

以 上